

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 6 年 (2024 年) 1 月 26 日作成)

[所管：市民協働部コミュニティ政策課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	特定非営利活動促進法	1 3 - 3 4 3 - 1 4 3 - 2	特定非営利活動法人の設立の 認証の取消し	B
2	特定非営利活動促進法	4 2	特定非営利活動法人に対する 改善命令	B
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	
根拠法令及び条項	特定非営利活動促進法 第13条第3項、第43条第1項、 第43条第2項	
所管部課（室）係名	市民協働部コミュニティ政策課協働総務係	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特定非営利活動法人に対する改善命令	
根拠法令及び条項	特定非営利活動促進法 第42条	
所管部課(室)係名	市民協働部コミュニティ政策課協働総務係	
処分基準	関係条項	
	基準	所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
	参考事項	
備考		